

令和5年度

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

事業報告書

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

東京福祉大学・大学院

東京福祉大学短期大学部

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

令和5年度事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

法人の概要

1. 法人の名称 学校法人茶屋四郎次郎記念学園
2. 事務所の所在地 東京都豊島区東池袋四丁目23番1号
3. 設置する学校

東京福祉大学	社会福祉学部 社会福祉学科 保育児童学部 保育児童学科 教育学部 教育学科 心理学部 心理学科
東京福祉大学大学院	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期 社会福祉学専攻 博士課程後期 児童学専攻 修士課程 教育学研究科 教育学専攻 修士課程 心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期 臨床心理学専攻 博士課程後期
東京福祉大学短期大学部	こども学科 保育・幼児教育専攻
東京福祉大学 (通信教育課程)	社会福祉学部 社会福祉学科 保育児童学部 保育児童学科 教育学部 教育学科 心理学部 心理学科
東京福祉大学大学院 (通信教育課程)	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期 児童学専攻 修士課程 心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期
東京福祉大学短期大学部 (通信教育課程)	こども学科 幼児教育専攻 こども教育・保育専攻

4. 建学の精神・使命

【建学の精神】

「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」

国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく。

【使命】

「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」

東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する。

5. 沿革

平成 12 年 4 月	東京福祉大学 開学
	東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科及び同通信教育課程 開設
平成 15 年 4 月	東京福祉大学大学院 開学
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程 (前期・後期)、同博士課程(前期) 通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程及び 同通信教育課程 開設
平成 16 年 4 月	東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 開設
〃	東京福祉大学 留学生日本語別科 開設
平成 17 年 4 月	東京福祉大学 保育児童学科及び同通信教育課程 開設
平成 18 年 4 月	東京福祉大学短期大学部 こども学科 開学
平成 19 年 4 月	東京福祉大学 教育学部教育学科及び同通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科臨床心理学博士課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設
〃	東京福祉大学短期大学部 こども学科通信教育課程 開設
平成 19 年 6 月	学校法人茶屋四郎次郎記念学園に法人名称を変更
平成 20 年 4 月	東京福祉大学 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 心理学研究科臨床心理学専攻博士課程 (前期・後期)、同博士課程(前期) 通信教育課程 開設
平成 21 年 4 月	東京福祉大学心理学部心理学科及び同通信教育課程 開設
平成 23 年 4 月	東京福祉大学大学院 教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設
平成 25 年 4 月	東京福祉大学大学院 教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称 変更
平成 28 年 4 月	東京福祉大学短期大学部 こども学科保育幼児教育専攻(2年制)、 こども教育・保育専攻(3年制)及び同通信教育課程幼児教育専攻(2

平成 30 年 4 月 年制)、こども教育・保育専攻 (3 年制) 開設
 東京福祉大学短期大学部こども教育・保育専攻 (3 年制) 募集停止
 // 社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部保育児童学科に改組
 令和 5 年 4 月 東京福祉大学短期大学部 募集停止
 東京福祉大学短期大学部 通信教育課程 募集停止

6. 学生数等

(1) 定員・学生数等

東京福祉大学

学部・学科名	入学定員	入学者数※ 1	収容定員	在籍学生数
社会福祉学部 社会福祉学科	410 名	230 名	1,670 名	1,464 名
保育児童学部 保育児童学科	150 名	71 名	660 名	301 名
教育学部 教育学科	280 名	111 名	1,180 名	716 名
心理学部 心理学科	230 名	213 名	950 名	948 名
計	1,070 名	625 名	4,460 名	3,429 名

東京福祉大学大学院

研究科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻 博士課程前期	70 名	84 名	140 名	168 名
博士課程後期	3 名	9 名	9 名	22 名
児童学専攻 修士課程	10 名	0 名	20 名	4 名
教育学研究科				
教育学専攻 修士課程	30 名	18 名	60 名	55 名
心理学研究科				
臨床心理学専攻 博士課程前期	30 名	18 名	60 名	36 名
博士課程後期	3 名	0 名	9 名	2 名
計	146 名	129 名	298 名	287 名

東京福祉大学短期大学部

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
こども学科				
保育・幼児教育専攻	75 名	21 名	150 名	61 名
計	75 名	21 名	150 名	61 名

東京福祉大学 通信教育課程※2

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学部 社会福祉学科	520名	149名	2,705名	535名
社会福祉学部 保育児童学科	—	—	—	8名
保育児童学部 保育児童学科	100名	50名	880名	146名
教育学部 教育学科	300名	46名	1,880名	140名
心理学部 心理学科	300名	294名	1,925名	893名
計	1,220名	539名	7,390名	1,722名

東京福祉大学大学院 通信教育課程

研究科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻 博士課程前期	60名	8名	120名	14名
児童学専攻 修士課程	10名	2名	20名	13名
心理学研究科				
臨床心理学専攻 博士課程前期	30名	9名	60名	31名
計	100名	19名	200名	58名

東京福祉大学短期大学部 通信教育課程※3

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
こども学科				
幼児教育専攻	150名	60名	300名	106名
こども教育・保育専攻	200名	109名	600名	227名
計	350名	169名	900名	333名

参考：令和5年度学校基本調査（令和5年5月1日現在）

- ※1 通学課程（学部）は、春期入学学生並びに、秋期入学学生及び編入学者を含んでいる。
- ※2 通信教育課程（学部）は、正科生の春期入学学生並びに、秋期入学学生及び編入学学生を含んでいる。
- ※3 通信教育課程（短期大学部）は、正科生の春期入学学生並びに秋期入学学生及び転入学学生を含んでいる。

(2) 卒業生数・国家試験等合格者数・就職率

東京福祉大学

学部・学科名	卒業生数	国家試験合格者数			教員採用 試験合格 者数	公務員 試験合 格者数 ※	就職率 ※
		社会福祉士	精神保健 福祉士	介護福 祉士			
社会福祉学部 社会福祉学科	424名	48名	16名	8名	0名	6名	92.2%
保育児童学部 保育児童学科	77名	0名	—	—	2名	9名	95.9%
教育学部 教育学科	193名	—	—	—	46名	2名	96.1%
心理学部 心理学科	220名	5名	6名	—	0名	8名	98.2%

東京福祉大学大学院

研究科名	修了者数	臨床心理士試験 合格者数	公認心理師 合格者数
社会福祉学研究科	29名	—	—
心理学研究科	15名	10名	11名
教育学研究科	20名	—	—

東京福祉大学短期大学部

学部・学科名	卒業生数	就職率※
こども学科 保育・幼児教育専攻	32名	100.0%

※ 令和5年度卒業生の就職率。

※ 就職率は小数点以下第2位を四捨五入。

※ 就職率は内定者/就職希望者の割合。

※ 内定者は正規、非正規、一時的な仕事に就いた者の合計。

※ 臨床心理士試験は修了後に受験のため、合格者数は前年度の修了者。

※ 教員採用試験合格者数、公務員試験合格者数は延べ人数

東京福祉大学 通信教育課程※

学部・学科名	卒業生数	国家試験合格者数		教員採用試験合格者数
		社会福祉士	精神保健福祉士	
社会福祉学部 社会福祉学科	118名			0名
社会福祉学部 保育児童学科	0名			0名
保育児童学部 保育児童学科	28名	24名	22名	3名
教育学部 教育学科	19名			0名
心理学部 心理学科	83名			0名

※ 試験センター発表による新卒者の合格者合計数

東京福祉大学大学院 通信教育課程

学部・学科名	修了者数	臨床心理士試験合格者数	公認心理師合格者数
社会福祉学研究所	7名	—	—
心理学研究所	11名	1名	2名

※ 臨床心理士試験は修了後に受験のため、合格者数は前年度の修了者。

東京福祉大学短期大学部 通信教育課程

学部・学科名	卒業生数	教員採用試験合格者数
こども学科		
幼児教育専攻	36名	0名
こども教育・保育専攻	90名	0名

(3) 精神保健福祉士短期養成通信課程

入学者数	修了者数	精神保健福祉士合格者数
28名	29名	27名

(4) 留学生日本語別科在籍学生数 270名（令和5年5月1日現在）

7. 教職員の状況（令和5年5月1日現在）

教員数	(1) 学長・学長補佐・副学長	3名
	(2) 社会福祉学部 社会福祉学科	50名
	(3) 保育児童学部 保育児童学科	28名
	(4) 教育学部 教育学科	43名
	(5) 心理学部 心理学科	24名
	(6) 短期大学部こども学科	21名
	(7) 留学生日本語別科	7名
	(8) 留学生教育センター	15名

計 191 名
※東京福祉大学大学院ならびに通信教育部の教員は全員兼担。
職員数 計 212 名

8. 役員及び評議員

理事 9 名、監事 2 名、評議員 23 名

9. 土地及び建物の状況

(1) 土地の状況

校地 71,379.91 m² (うちグラウンド 23,316.00 m²)

(2) 建物の状況

校舎 53,728.72 m²

教育体制の概要

1. 教育体制について

(1) 入学定員・収容定員の変更について

以下の学部等の入学定員・収容定員を変更するため、文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課に「収容定員関係学則変更届出書」を提出した。

- ①定員超過率の平準化を目的とし、令和 6 年度施行予定として、教育学部教育学科の入学定員を 60 名減じ 220 名とする。一方、社会福祉学部の入学定員を 30 名増加し 440 名とする。心理学部では、30 名を増加し 260 名とした。
- ②通信教育課程 教育学部では、入学者の多くを占める社会人の減少により定員超過率が悪化している。このため、当該学部の入学定員を 100 名減じることとし、200 名とした。通信教育課程全体の収容定員も、400 人減じることとした。

(2) キャリア支援室の発足

学生情報の共有化を進め、教員免許や国家資格の取得支援、就職相談など学生サービスを総合的かつ一体的に提供することを目的に、教職課程支援室、福祉専門職支援室及び就職支援室を統合し、「キャリア支援室」を開設した。

伊勢崎キャンパス及び池袋キャンパスへの令和 6 年 4 月 1 日開設を目指し、諸規程の改正や事務室、相談室等の設備整備を行った。

今後は、ワンストップサービスによる学生の利便性向上を推進するとともに、業務の合理化、効率化を図る。

(3) キャリア支援

教員免許や社会福祉士など国家資格を取得する学生を対象に、特別講座や模擬試験を企画・運営し、合格に向けた支援を行った。

また、教員採用試験受験者には、願書提出時の指導をはじめ、各都道府県の出題形式や傾向を個別に情報提供し、合格に向けた学習方法を指導した。

さらに教育実習や各種福祉実習が円滑に進むよう、実習の計画時にガイダンスを開催するとともに、実習開始前から実習終了後まで個々の学生に応じた個別相談を実施

した。また、学生の実習環境を充実させるため、福祉実習施設の開拓を行い、実習生の受入れ施設の確保を進めた。

就職支援では、進路相談や学生の希望に合わせた求人とのマッチングを個別面談により随時実施し、面談を通じ希望職種を確認するとともに、今後の就職活動の意識付けを行った。また、実際の就職試験を想定した模擬面接や小論文作成等の個別支援を行った。

(4) 障がい者への合理的配慮に関する取り組み

令和3(2021)年に公布された(改正)障害者差別解消法により、令和6(2024)年4月1日より合理的配慮への対応が、私立大学においても、従来の努力義務から義務化された。

合理的配慮の義務化に先立ち、本学では、令和5(2023)年11月から令和6(2024)年2月において「障害学生への合理的配慮に関する検討会」を5回開催し、検討を行った。(第3回はユニバーサル支援協議会のメンバー主体で開催、第4回及び第5回は当該検討会とユニバーサル支援協議会との合同で開催。)

	開催日	主な協議事項	特記事項
第1回	令和5年 11月9日(木)	・障がい学生への合理的配慮について ・本学における取組の現状、課題	
第2回	令和5年 11月28日(火)	・合理的配慮の流れについて ・今後の方向性	ユニバーサル支援協議会設置が決まる
第3回	令和5年 12月21日(木)	・今後の方向性(東京福祉大学における障がいのある学生に対する支援について)	ユニバーサル支援協議会メンバー主体で開催
第4回	令和6年 1月25日(木)	・『合理的配慮手引き』(規程、組織体制ならびに入試及び入学後の学修等における支援内容)の検討	ユニバーサル支援協議会と合同
第5回	令和6年 2月28日(水)	・東京福祉大学における障がいのある学生に対する支援について(合理的配慮への取り組み)の最終とりまとめ	ユニバーサル支援協議会と合同

また、この検討会の後、ユニバーサル支援協議会の上部組織である「ユニバーサル支援委員会」を令和6(2024)年3月21日に開催した。委員会では、以下の事項について、報告ならびに審議が行われた。

〔報告〕

- ・「東京福祉大学における障がいのある学生に対する支援について(合理的配慮への取り組み)」についての報告

〔審議〕

- ・東京福祉大学 障がい学生支援規程についての審議
- ・ユニバーサル支援委員会 委員長、副委員長の選任
- ・ユニバーサル支援協議会構成員の選任

以上により、障がい学生からの合理的配慮にかかる相談や支援の申し込みから支援内容の合意形成までの一連の体制が整い、令和6(2024)年4月より実施する。

(5) 通信教育課程における教育の充実について

- ①学修環境の充実(科目終了試験のオンライン化)

令和6年度7月実施の科目終了試験より、現行の来場型試験から、本学のWeb履修システム(TUSW-C.E.Web)を活用したオンライン試験への切替えを実施する検討を行い、現在、開発が進行中である。

来場型試験は、毎月受験する学生、特に遠方在住学生にとって通学の負担が大きいが、オンライン試験の導入により、通学移動に取られる時間を学修に充てることが可能になるため、学修の質の向上が期待できる。

また、他の通信制大学でも導入実績が多く、本学でも実施することにより、入学者増加を図る。

②オンライン型スクーリングの充実

令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として開始したオンライン型スクーリングは、社会人中心の通信学生の就学上の利便性向上という性格も併せもつことから、通信教育課程においては、コロナ禍収束後も引き続きオンラインでのスクーリング実施を可能とするよう、令和3年度に「通信教育課程に関する規程」において、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、公認心理師、及び各種教員免許状に関する一部の科目を除く面接授業科目の履修方法に関する規程の変更を行った。

令和5年度は、感染症拡大防止対策として、令和5年6月開講分まで、全スクーリング科目をオンラインで開講し、令和5年7月以降のスクーリングより、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、及び公認心理師に関する実習演習科目及び実技系科目は原則として対面授業の実施が望ましいとの厚生労働省の指導を踏まえて、教員免許状取得のための演習・実技系科目とともに、対面授業を再開し、学修効果の向上や、教育内容のさらなる充実を図った。令和5年度現在、全開講科目のうち、約7.5割がオンライン、約2.5割を対面によるスクーリングで開講している。講義系科目については、前述の規程に基づき、引き続きオンラインにて実施し、社会人学生のニーズに応じていく。

③学修サポートの充実

これまで実施してきた電話やFAX、Skypeによる相談対応に加え、令和3年度より、新たにZoomを活用したオンラインによる相談をも可能とし、オンライン型スクーリングと同様に画面共有機能を使って資料等を確認しながら、科目の内容に関する細かい質問や相談にも応じられるよう、相談体制のさらなる充実・拡充を図った。

令和5年度のオンライン学修相談会では、これまで月に1回ずつ、1日最大7件の相談枠を設け、希望者を対象に相談を実施していたが、令和5年7月のオンライン学修相談会より、月に2回実施できるよう回数を増やし、利用者の拡充を図り、令和4年度は14件であった利用者が、令和5年度は約60%増加し、23名となった。

また、従来の電話による学修相談においても、レポートの書き方に関する相談や、科目終了試験の事前準備に関する相談等の場合は、オンラインによる対面相談に切替え、文章の展開や構成、指定教科書の該当部分等を画面共有で提示しながら対応を行うことも可能としているが、令和5年度においては、切替えを実施したケースは発生していない。質問内容に応じて、提示する資料を準備する必要もあることから、今後は電話対応において、上記の質問が発生した場合は、後日あらためてオンラインでの対面指導を希望するかどうかを確認し、個別に対応することにより、相談対応の質向上を図る。

④公認心理師資格課程の充実

令和元年度より開始した公認心理師資格課程における「心理実習」は、令和5年度より全面的な外部施設による現場実習を再開した。これまで累計150名の実習を終了している。

依然としてコロナ禍の影響もあり、心理実習施設（特に医療機関）の多くは、状況が逼迫している中での実習生受入れとなったが、一人ひとりの実習生が準備学修を十分に行い、現場で求められる知識を適切に表出し、実習に臨む姿勢が、これまで以上に強く求められている。このため、心理学部にて検討を重ね、実習生の資質向上を目的とした、心理実習に係る理解度把握試験を令和5年度より実施し、将来公認心理師として現場で活躍するために必須である心理実習を、学生がより実り多い学修機会とできるよう配慮している。

また、令和6年度以降の「心理実習」については、実習生のさらなる資質向上のため、心理実習基礎資格要件である成績評価基準を、GPA3.0以上から3.5以上へと変更した上で、令和6年2月25日に理解度把握試験を45名が受験した。受験者の内、24名が実習参加の基準を満たす点数を取得し、令和6年度に実習を実施する予定である。

なお、令和5年度以降の入学者からは、新たに資格課程履修費を資格課程登録者より徴収し、本学における公認心理師資格課程のいっそうの充実を図っている。

⑤指定教科書の配布方法

本学通信教育課程においては、開学以来、学生が学修で使用する教材は大学が契約書店に発注して学生宅に配送手配する形態を採ってきたが、インターネットによる書籍通信販売が一般的となった昨今、他の（公財）私立大学通信教育協会加盟校中、十数校で学生が自ら契約書店を通じて教科書を直接購入する形式を採用するようになってきている。学生にとっても、大学を介さず直接書店から教材を調達すれば、より早期に学修を開始でき利便性の向上につながり、大学にとっても配本事務負担や経費削減が期待できることから、本学においても、令和6年度入学生以降、指定教材を学生が直接書店から購入する方式へ切り替えを行うよう指定業者に委託し、新たに購入サイトを構築した。

(6) 学生満足度調査の実施

本学に在籍している学部、短大、大学院の通学過程の全学生を対象にキャンパス毎に学生の生活の状況、支援体制、施設・設備に対する満足度を調査し、その実態を把握することで今後の本学における学生支援及び教育関係の整備の一助とすることを目的として行った。

これまで平成21年度に伊勢崎キャンパス、池袋キャンパスで、平成22年度には短期大学部においても同様の調査を実施、さらに平成26年度、平成28年度、平成30年度は全キャンパスにおいて大学・短期大学部の学生を対象に実施してきた。その後コロナ禍で大学授業がリモートで行われたため調査を行えなかったが、令和5年度は全面対面授業となり学生生活も正常化しつつあることから改めて調査を行った。

(7) 保育教諭特例講座の実施

幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進し、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改

正について（通知）」に基づき、本学では平成 26 年度より保育教諭特例講座を開講している。

本特例制度の有効期間は、当初令和 2 年 3 月 31 日までの 5 年間とされていたが、令和 2 年 4 月 1 日付で改正法が施行され、有効期間が令和 7 年 3 月 31 日までの 10 年間に延長された（令和元年 6 月 13 日：府子本第 140 号、元文科教第 154 号、子発 0613 第 1 号）。現在では通信教育課程のみ「幼保特例講座」を開講（通学課程は平成 30 年度まで開講）し、令和 5 年度は幼稚園教諭免許状取得希望者 10 名、保育士資格取得希望者 5 名の計 15 名より受講希望があり、講座を開講した。単位の修得状況は、15 名中 9 名が希望する科目単位を全て修得済みであり、6 名が令和 6 年度も継続して学修を進める予定である。

なお、通信教育課程における「幼保特例講座」の受講者受入れは、今後の法改正にて有効期間が延長されない限り、上記の通知に基づき、令和 6 年度の募集にて受入れを終了する予定である。

(8) 短期大学部廃止に向けた手続き

短期大学部こども学科は、令和 6 年度新 1 年生より学生受け入れが停止される。このことに伴い入学定員を 0 名にする収容定員関係学則変更届出書の提出を文部科学省に行った。

(9) 高等教育修学支援制度

令和 5 年度も引き続き、大学通学課程、通信教育課程において申請し、機関要件の確認を受けた。（令和 4 年度授業料等減免対象者：390 名）

(10) 教職課程（特別支援学校教諭一種免許状）コアカリキュラム対応について

特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、新たに特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムが策定された。令和 6 年 4 月から改正後の教職課程を開始するため、既設の教職課程のカリキュラム、授業内容の見直しを行い、文部科学省に「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届」を提出した。本手続きに伴い、科目名称の変更を 1 科目行った。

(11) 指定保育士養成施設指導調査について

令和 6 年 2 月 22 日、群馬県による指定保育士養成施設指導調査が行われた。

児童福祉法第 18 条の 7 に基づき、指定・運営に係る関係法令等の遵守状況を確認し、適正な養成施設の運営の確保に資することを目的としており、本学で開設している 5 つの養成課程が対象となった。令和 6 年 3 月 7 日付けで「指導事項及び注意事項はない」との結果が通知された。

(12) 新型コロナウイルス感染症対策について

前年度より継続して、保健管理センター運営委員会による、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する会議」を週 1 回程度開催した。

本会議では、授業方法・施設利用・実習の実施可否について、感染者・濃厚接触者の情報共有と対応方法、学事・行事（卒業式、入学式、健康診断等）の実施の可否・実施方法、等について検討を行った。

①授業運営について

令和 5 年度より授業は全対面としたが、健康上配慮が必要な学生、訪日が遅れてい

る学生については Web 会議システム「Zoom」での授業参加を申請制で許可した。また、校内でのマスク着用、座席を 2/3 に減らして隣席との間隔をあける。アクリルパーテーション設置するなどの対策を継続した。

②感染症対策に係る施設備品の充実について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、前々年度、前年度に引き続き、サーモカメラや卓上パーテーション、手指消毒液を各建物の出入口や各教室に設置した。また、注意喚起掲示の設置を行い、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた。その結果、本学においてクラスター等は確認されていない。

その他事業の概要

1. 東京福祉大学フェスの実施について

新型コロナウイルスの影響により、学生の実行委員が集まっておらず、実施が困難であった学内行事の代わりとして、キャンパスを超えた交流をし、今後の充実したキャンパスライフの基盤形成を目的として 11 月 18 日に第 4 回東京福祉大学フェスが開催された。特設 Web サイトには 31 団体が参加し、それとは別に 2 団体が対面企画も行った。当日は学内関係者に動画配信を行い、後日アーカイブを一般公開した。学生と教員により作成された学内行事・学部企画・サークル紹介等の動画を通し、大学の雰囲気を感じるとともに学生同士や学生と教員が一体となる機会となった。

2. 国際交流の概要

(1) 留学生支援体制について

①日本語能力向上支援講座の開講

外国人留学生が、卒業後に日本国内の企業等への就職や大学院への進学を果たし活躍していけるよう支援を行うため、履修単位に関係しない希望者対象講座「日本語能力向上支援講座」を通年実施で週 1 回、池袋・王子・名古屋の各キャンパスで各 30 回開講した（伊勢崎キャンパスの学生はオンラインで出席）。3 キャンパスにおいて N1 レベル、N2 レベル、N3 相当レベルのクラスに分けて開講し、実出席者は 297 名であった。

②日本語論文の書き方初歩講座の実施

令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度も大学院に在籍する外国人留学生の修学支援の一環として、対面での個別指導により日本語での論文作成能力向上を目指すべく、日本語論文の書き方初歩講座を実施した。受講者は 3 名であった。令和 6 年度も継続して実施し、多くの留学生が受講できるようにする。

③留学生に対するキャリア支援策

日本人と同様に、進路登録のうえ個人面談の実施や個別支援、情報提供、進路未決定者へのアプローチ、ミニガイダンスを実施した。

このほか、厚生労働省の「東京都外国人雇用サービスセンター」の職員を講師として招き、日本で働くための在留資格、日本における就職活動の仕方、同センターの利用、ハローワークへの登録等についてガイダンスを実施した。

(2) アメリカ夏期短期研修

ボストン(C コース/ハーバード大学)のみ開催した。期間は 7 月 24 日～8 月 8 日であり、合計 19 名(内訳：伊勢崎キャンパス 11 名、池袋キャンパス 4 名、王子キャンパス 2 名、

名古屋キャンパス2名)の学生が参加した。研修は講義や施設見学のほか休日のアクティビティ等の多彩なプログラムがあり、学生は講義や見学の随所で活発に発言や質問をし、中には英語での質問を試みる等積極的に参加する姿勢が見られた。

前年度は新型コロナウイルスの感染者を出したが、本年度は体調不良者を出すことなく無事に終了した。

(3) 交換留学協定に基づく留学生の受け入れ

例年交換留学協定に基づき、各大学から積極的に留学生を受け入れているが、本年度も新型コロナウイルス蔓延防止のため、受け入れを見合わせた。

(4) 交換留学協定に基づく日本人学生の送り出し

新型コロナウイルス蔓延防止のため、本年度も日本人学生の送り出しを見合わせた。

(5) 海外の大学等との協定

新型コロナウイルス感染症の影響により、新規の協定締結はなかった。

3. 地域貢献の概要

(1) 伊勢崎市教育委員会との協定に基づく教育等支援（伊勢崎キャンパス）

教育学部を中心に実施している体験学習型学生派遣（伊勢崎市の小中学校に向けた教職ボランティア派遣：通称ボランティアチューター）は、例年、年度初めに全学の教職を志望する学生を対象に行っているオリエンテーション、また6月初旬に本学を会場として行われる市内関係小学校連絡会は、2020年以降の新型コロナ感染症蔓延防止策により、その実施を中止している。従って、年度を通じて実施していたボランティアチューター活動については、それまでの形態での実施は中止することとなった。

上記の教職ボランティア派遣活動に代わり、伊勢崎市教育委員会が中心となり行っている市内中学校での学生等ボランティア活動である「スマイルサポーター事業」へ、新型コロナウイルスに係る社会状況を勘案し、学生の参加希望状況等を踏まえて個別的にボランティア参加等の調整を行った。

今後、体験学習型学生派遣（ボランティアチューター）においては、「スマイルサポーター事業」、つまり伊勢崎市教育委員会と連携し、事業実施の機会を組織的に確保するとともに事業効率化を図っていく。

(2) 公開講座

「地域公開講座」は、各キャンパスにおいてキャンパスのある自治体等の市民、地域住民を対象として、文化教養の向上、加えて本学の研究成果を広く社会に還元することを目的として実施してきた。令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等を踏まえ、連携する自治体との協議のうえ対面形式を主とした実施形態とした。各キャンパスの地域公開講座、専門性向上のための公開講座の実施状況については下記の通りである。

①伊勢崎キャンパス地域公開講座

10月21日、10月28日、11月4日、11月11日、11月25日、12月2日（すべて土曜日）の6日間で6講座を開催した。そのうち、伊勢崎市長寿社会部高齢政策課（11/25）との共催で1講座、伊勢崎市教育委員会生涯学習課との共催で5講座を実施した。

参加者はのべ91名、1講座あたりの平均参加者数は15名であった。参加者の多くは

伊勢崎市在住の方であった。「新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことに伴い、久しぶりに参加した。日常生活に支障をきたさなければ、次回以降を参加したい。」との声が寄せられた。

次年度も伊勢崎市と連携した講座の開催に向け、伊勢崎市と連携を進めた。

②池袋・王子キャンパス地域公開講座

池袋キャンパス、王子キャンパスは、合同にて池袋キャンパスを会場として平成 28 年度より地域公開講座を 2 講座から開始した。令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から学内の関連部会等における協議を踏まえて同講座の実施を中止としてきたが、令和 5 年度は十分な感染防止策を図ったうえで従前の対面形式にて地域公開講座を実施した。

2/3、2/17（両日とも土曜日）の 2 日間で全 6 講座（1 日 3 講座）を実施した。参加者は延べ 37 名であった。

③名古屋キャンパス地域公開講座

名古屋キャンパスでは、平成 29（2017）年度より、名古屋市教育委員会との共催により地域公開講座を実施している。コロナ禍においては、Zoom を活用したオンライン講座を実施することで継続した実施を続けている。令和 5 年度は、10/12、10/19、10/26、11/2、11/9、11/16、11/30（全日程とも木曜日）の 7 日間で全 7 講座を実施した。すべての講座が本学講義室での対面参加と Zoom ミーティングを用いたオンライン参加を併用したハイブリッド形式での開講であり、参加者は延べ 114 名（うちオンライン参加者 58 名）であった。

④特別支援教育公開講座（伊勢崎キャンパス）

新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、従来の対面での講座に代るリモートでの講座実施について検討するも、実施体制等課題から公開講座を中止とする。

（3）留学生の地域行事参加

①豊島区ふくし健康まつり（池袋キャンパス）

池袋キャンパスでは、平成 27 年度より、東京都豊島区及び豊島区社会福祉協議会が主催する「豊島区ふくし健康まつり」に大学として参加し、池袋キャンパスに所属する日本人在学生及び留学生による出店やイベントブースの運営を実施している。留学生は自国の料理を市民にふるまうなど、国籍を超えた学生間の交流はもちろん、地域住民との交流を図る良い機会となっている。平成 27 年度より継続して参加している取り組みではあるが、令和 2 年度より 2 年間、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、同事業が実施できない状況となった。再開後は、本学として学生の参加を主体とした同事業への参画のあり方について検討を行っているところである。令和 5 年度は本学としては不参加としている。

②教職ボランティア（放課後児童クラブなど）活動（名古屋キャンパス）

名古屋市内にある社会福祉法人でのイベント補助として名古屋キャンパスの学生（留学生）が参加するものであり、コロナ禍ではあったが、令和 4 年度より取り組みをスタートさせた。令和 5 年度は調整が図られなかったものの、今後も継続した参加と活動を行っていく。

③本庄市内小学校における国際理解授業への参加（伊勢崎キャンパス）

令和 5（2023）年度より、伊勢崎キャンパスにおいて、近隣自治体である本庄市との協

力と連携に基づき、市内小学校で実施される国際理解授業へ伊勢崎キャンパス所属の留学生を派遣し、対象者への自国の文化等を授業するという取り組みを実施した。事業開始年度である令和5年度は、参加学生は2名と少数ではあるものの、小学生に対し多様性と他国の文化をじかに感じてもらう機会の創出、加えて授業を行う本学学生（留学生）の活躍の場づくりとなっている。

(4) 高大連携講座（各キャンパス）

令和5年度は、高大連携講座・ガイダンス出前授業への参加を34件実施した。また近隣高等学校における研究授業へ、本学学生が大学生メンターとして参加する事業を実施した。（上記内容はすべて伊勢崎キャンパスによるもの）。

(5) その他（地域貢献に関する事項があれば記載）

①北区教職ボランティア派遣（池袋キャンパス）

池袋キャンパスでは、「北区教職ボランティア派遣」とし北区教育委員会との協定に基づき池袋キャンパス教育学部を中心に地域の小中学校への学生派遣を進めている。新型コロナウイルスの影響により活動を見合わせた期間もあったが、令和5年度は事業の実施に向け北区教育委員会との実施検討を再開した。

②自治体への審議会委員派遣（各キャンパス）

各キャンパスのある自治体からの要請を受け、審議会委員等へ教員を派遣し自治体活動への協力を行っている。審議会委員等への協力は、本学の各学部にも所属する教員の専門性を自治体活動へ還元するとともに、協力を通じて生み出される新たな連携や協力の創出の機会であると捉え、都道府県、市町村を問わず人材派遣と協力を進めている。令和5年度、伊勢崎キャンパスでは伊勢崎市における15分野の委員に12名の教員を派遣している。

③特別支援学校への学習支援等ボランティア活動（伊勢崎キャンパス）

埼玉県本庄特別支援学校において、学習支援、行事支援としてボランティア活動を実施している。群馬県、埼玉県内の他大学の学生、またボランティアバンク、PTAとの協働のもと、当該学校への支援を年間を通じて継続的に実施しているが、コロナ禍以降、感染症蔓延防止の観点から活動を見合わせており、令和5年度においても再開は出来ていない。

④学習支援教室（王子キャンパス）

心理学部では、北区社会福祉協議会の「子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業」の委託を受け、「学習支援教室」を開催している。生活困窮者世帯の子どもの学力保障を目的に、王子キャンパスの教室において、月1～2回程度、学生による学習支援やレクリエーション活動を行っている。令和4年度よりオンラインにて活動を再開し、現在は、十分な感染防止策を図ったうえで従前の対面形式にて事業を実施している。子どもたちが身近に感じている「お兄さん、お姉さん」のような存在である本学の学生と勉強や遊びを共に経験することで、子どもたちの孤立解消と自己肯定感を高めることに貢献している。

4. 各委員会の活動概要

(1) 令和5年度の開催状況

教育研究評議会 11回、全学総務委員会 1回、全学教務委員会 5回、
全学学生支援委員会 7回、全学入試管理委員会 43回、通信教育委員会 13回、
国際交流センター運営委員会 2回、図書館運営委員会 1回、

将来計画委員会 1回、財務委員会 2回、衛生委員会 5回、
 保健管理センター運営委員会 6回、情報システム運用センター運用会議 1回、
 倫理不正防止専門部会 5回、ハラスメント防止・対策専門部会 3回、
 学会誌等編集専門部会 5回、地域連携推進専門部会 7回、
 ファカルティ・ディベロップメント専門部会 1回、福祉実習専門部会 4回、
 教育実習専門部会 8回、教養教育専門部会 1回、キャリア教育専門部会 2回、
 研究奨励専門部会 5回、自己点検・評価委員会 4回、
 アカデミックアドバイザー支援専門部会 1回、カリキュラム編成専門部会 7回、
 赤城山宿泊研修実行専門部会 1回、学生生活支援専門部会 5回、
 学生団体支援専門部会 4回、合同スポーツデイ実行専門部会 3回、
 大学院教務専門部会 3回、危機管理委員会 2回、広報誌編集作業部会 3回、
 留学生教育センター運営委員会 1回、留学生カリキュラム編成専門部会 2回、
 留学生修学・生活支援専門部会 1回、留学生キャリア形成支援専門部会 1回、
 留学生と日本人の交流促進専門部会 1回。

5. 学事の概要

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 入学式 | 令和 5年 4月 7日 |
| (2) 創立記念日 | 令和 5年 6月 26日 |
| (3) スポレクディ | 令和 5年 10月 11～13日 |
| (4) 東京福祉大学フェス（オンライン） | 令和 5年 11月 18日 |
| (5) 卒業式 | 令和 6年 3月 14日 |

法人運営の概要

1. 理事会・評議員会の開催状況

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 第1回理事会 | (令和5年4月3日) |
| (2) 第2回理事会 | (令和5年4月3日) |
| (3) 第3回理事会・第1回評議員会 | (令和5年5月26日) |
| (4) 第4回理事会 | (令和5年7月7日) |
| (5) 第5回理事会・第2回評議員会 | (令和5年8月29日) |
| (6) 第6回理事会・第3回評議員会 | (令和5年9月22日) |
| (7) 第7回理事会・第4回評議員会 | (令和5年11月17日) |
| (8) 第8回理事会・第5回評議員会 | (令和5年12月22日) |
| (9) 第9回理事会・第6回評議員会 | (令和5年12月22日) |
| (10) 第10回理事会 | (令和6年1月19日) |
| (11) 第11回理事会 | (令和6年1月26日) |
| (12) 第12回理事会・第7回評議員会 | (令和6年2月14日) |
| (13) 第13回理事会・第8回評議員会 | (令和6年3月22日) |

2. 規則・規程の整備状況

(1) 寄附行為の変更について

収益事業の廃止に伴い、寄附行為上の記述を削除するため、寄附行為変更の認可申請を行った。令和6年1月11日付けで認可された。

(2) 学則の変更について

令和6年4月1日付でカリキュラム変更等を行うため、下記学則及びそれに関する諸規則を変更した。

「東京福祉大学 学則」

「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」

「東京福祉大学短期大学部 学則」

「東京福祉大学大学院 学則」

(3) 諸規則の変更

①組織改編に係る諸規程の変更

令和6年4月以降、「就職支援室」「福祉専門職支援室」「教職課程支援室」を「キャリア支援室」に統合するため、関係規程（事務組織規則、文書取扱規則等）の整備を行った。

②ガバナンス改善等のための就業規則の変更

創立者は法人運営・教学運営に関与せず、教職員が創立者から指示を受けたり報告をしたりした場合は懲戒の対象とすることを理事会決定している。

この決定に基づき、令和6年4月施行として、「職員就業規則」、「教員就業規則」、「非常勤教職員就業規則」の改訂を行った。同時に、第二定年（就業規則上の定年を超えて無期転換してくる有期雇用者について、定年がなくならないように、もう一段高い年齢での定年を設ける）新設のための就業規則の変更も行っている。

3. 監査について

(1) 内部監査

令和5年度は財務監査、業務監査及び科学研究費補助金（以下「科研費」という。）に関する内部監査を実施した。

財務監査は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に従い、令和5年5月、9月、令和6年1月の3回実施した。監査項目は、以下のとおり。

1. 実印や銀行印などの管理が徹底されているか
2. 現金預金管理が徹底されているか
3. クレジットカードの利用内容

業務監査は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に従い、令和6年2月と3月に適宜調査を実施した。

科研費に関する内部監査は、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」に従い、令和5年10月12日から同年11月30日にかけて実施した。監査項目は、財務課による自己点検の検証、総務課による検収業務及び科研費備品台帳の確認、検収業務担当者への聴き取り調査、サンプルを抽出した上で実際の研究費使用状況や納品状況等についての事実関係の確認を行った。

(2) 監事監査

令和5年度は、「監事監査規程」及び監査年間計画に基づく監事監査として、業務状況の監査では、①授業見学（伊勢崎キャンパス）及び②令和5年度内部監査結果について、また、財産状況の監査では、公認会計士と連携して会計監査を実施した。

4. 役員賠償責任保険への加入について

令和2年4月施行の私立学校法の一部を改正する法律により、私立学校法人の役員の責任が法律上明文化され、理事・評議員及び監事の職務及び責任が明確化された。これに伴い、役員は職務遂行に起因する損害賠償責任を負うこととなった。

それにより、仮に役員個人が賠償請求を受けた場合、その個人の財産で賠償しなければならないことになり、本人のみならず、家族や相続人の財産まで被害が及ぶ可能性が出てきたため、本学も本年度も引続き、理事会の承認を経て役員賠償責任保険に加入している。

保険は1年ごとの更新となるため、令和6年度の継続加入についても理事会で審議・承認され、評議員会でも報告のうえ、加入を継続している。

5. 施設設備の状況について

①伊勢崎キャンパス

大きな設備更新等の実施はないものの、一部の設備において老朽化が目立つため、修繕を実施。一例として、本館エレベータの更新、電気ケーブルの更新（令和6年度も実施）、電灯器具の交換、空調機器の更新等を実施。学生用駐車場について、学生減少に伴い賃借していた駐車場約100台分を解約した。

また、今後の状況を見据え業者による点検等を実施した。

②池袋・王子キャンパス

令和5年3月末 本館4階の空調設備の交換を実施。1階～7階までの空調設備の更新が終了した。

令和5年4月末 王子キャンパス1,2号館を売却。売却先と賃貸借契約を締結し、引き続き校舎として活用。

令和6年2月末 池袋キャンパス総務課を置いていた田村ビル2Fの賃貸借契約の解約を申し込み。解約時期は令和6年5月末日。

6. 経営改善計画の策定について

本法人は、令和4年度に実施された「学校法人運営調査委員による運営調査」の結果、「集中経営指導法人」に該当しているため、令和5年度は指導に必要なヒアリングや実地調査、経営改善計画書の策定及びその内容に関するヒアリングが行われた。

令和5年4月25日、4月26日に、日本私立学校振興・共済事業団による経営指導が行われた。役員・監事及び管理職へのヒアリングの他、池袋キャンパスと伊勢崎キャンパスの見学、学生インタビューが行われ、経営改善計画を策定するに当たり、本学の数値面での特徴や本法人の財務分析、改善への助言等が行われた。

同年9月、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経営改善計画 令和5年度～9年度（5カ年）」が理事会決定され、文部科学省に提出された。

その後、内容に関する指導、追加資料の提要請を経て、令和5年12月1日に、「学校法人運営調査委員による運営調査」がオンライン形式で行われた。

令和6年3月15日に「経営改善計画の進捗状況に関する調査結果について」において、本法人に対する令和5年度改善計画の進捗状況に関する学校法人運営調査の結果が通達されている。

7. ガバナンス体制の強化について

本法人では、令和5年12月8日に「前理事長・学長の辞任および本学の管理運営体制に

ついて」を公表。前理事長の中島恒雄氏は法人運営及び教学運営には関与せず、平成20年に策定した「本法人の今後の管理運営体制について」を遵守するとした。

その後、令和6年1月19日には、ガバナンス体制の強化を目的とした組織体制の改編、付随する諸規則の整備を行い、本法人の管理運営が不適切であった原因の調査や背景、責任の所在についても、検証チームを設けて調査することを理事会決定している。

また、1月には事務局長を交代し、理事については9人中4人が3月末で交替した。

決算の概要

令和5年度の決算の状況について前年度と対比して、その概要を報告いたします。

1. 資金収支計算書

(単位:千円)

収入の部				
科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
学生生徒等納付金収入	5,868,711	5,501,992	4,919,113	△ 582,879
手数料収入	93,992	85,247	91,034	5,787
寄付金収入	201,000	547	655	108
補助金収入	222,545	218,394	190,111	△ 28,283
資産売却収入	113,719	2,294,840	2,338,990	44,150
付随事業・収益事業収入	2,000	148,759	0	△ 148,759
受取利息・配当金収入	16	15	15	0
雑収入	65,371	75,859	68,581	△ 7,278
借入金等収入	77,601	0	0	0
前受金収入	2,690,962	2,205,132	2,606,467	401,335
その他の収入	68,397	148,970	304,419	155,449
資金収入調整勘定	△ 2,769,551	△ 2,750,548	△ 2,240,566	509,982
前年度繰越支払資金	1,733,436	1,405,572	929,571	△ 476,001
収入の部合計	8,368,199	9,334,779	9,208,390	△ 126,389

支出の部				
科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
人件費支出	3,525,575	3,161,186	3,038,407	△ 122,779
教育研究経費支出	2,411,013	2,420,460	2,460,443	39,983
管理経費支出	767,070	819,161	1,047,557	228,396
借入金等利息支出	49,658	61,889	47,123	△ 14,766
借入金等返済支出	77,601	1,888,777	1,100,124	△ 788,653
施設関係支出	12,100	1,881	3,630	1,749
設備関係支出	61,250	51,193	33,252	△ 17,941
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	511,540	572,272	655,033	82,761
資金支出調整勘定	△ 453,180	△ 571,611	△ 468,916	102,695
翌年度繰越支払資金	1,405,572	929,571	1,291,737	362,166
支出の部合計	8,368,199	9,334,779	9,208,390	△ 126,389

資金収支計算書は当該会計年度の学園諸活動に対応するすべての収支の内容を明らかにし、当該会計年度における支払資金の顛末を表すものです。

前年度繰越支払資金を除いた当年度収入は8,278,819千円で、昨年度比で349,612千円の増収となりました。学生数の減少により学生生徒等納付金収入が減少した一方、令和6年度入学者数の増加により前受金が増加しています。翌年度繰越支払資金を除く当年度支出は7,916,653千

円、収支差額は 362,166 千円の収入超過となり、翌年度繰越支払資金(貸借対照表流動資産の現金預金の額と一致)は 1,291,737 千円となりました。

2.事業活動収支計算書

(単位:千円)

		科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	5,868,711	5,501,992	4,919,113	△ 582,879
		手数料	93,992	85,247	91,034	5,787
		寄付金	201,000	547	655	108
		経常費補助金	222,545	217,394	190,111	△ 27,283
		雑収入	116,913	75,859	83,210	7,351
		教育活動収入計	6,503,161	5,881,039	5,284,123	△ 596,916
教育活動収支	支出	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
		人件費	3,525,575	3,178,139	3,038,407	△ 139,732
		教育研究経費	2,705,875	2,700,464	2,667,115	△ 33,349
		管理経費	794,694	837,617	1,063,641	226,024
		徴収不能額	24,530	7,564	2,812	△ 4,752
教育活動支出計	7,050,674	6,723,784	6,771,975	48,191		
教育活動収支差額			△ 547,513	△ 842,745	△ 1,487,852	△ 645,107
教育活動外収支	収入	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
		受取利息・配当金	16	15	15	0
		その他の教育活動外収入	2,000	148,759	0	△ 148,759
	教育活動外収入計	2,016	148,774	15	△ 148,759	
	支出	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
		借入金等利息	49,658	61,889	47,123	△ 14,766
その他の教育活動外支出		0	0	0	0	
教育活動外支出計	49,658	61,889	47,123	△ 14,766		
教育活動外収支差額			△ 47,642	86,885	△ 47,108	△ 133,993
経常収支差額			△ 595,155	△ 755,860	△ 1,534,960	△ 779,100
特別収支	収入	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
		資産売却差額	7,959	105,289	990	△ 104,299
		その他の特別収入	2,930	1,000	0	△ 1,000
	特別収入計	10,889	106,289	990	△ 105,299	
	支出	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
		資産処分差額	67,161	0	457,063	457,063
その他の特別支出		0	0	1	1	
特別支出計	67,161	0	457,064	457,064		
特別収支差額			△ 56,272	106,289	△ 456,074	△ 562,363
基本金組入前当年度収支差額			△ 651,427	△ 649,571	△ 1,991,034	△ 1,341,463
基本金組入額合計			△ 58,797	△ 156,057	△ 100,556	55,501
当年度収支差額			△ 710,224	△ 805,628	△ 2,091,590	△ 1,285,962
前年度繰越収支差額			△ 6,464,236	△ 6,901,842	△ 7,220,285	
基本金取崩額			272,618	487,185	2,227,212	
翌年度繰越収支差額			△ 6,901,842	△ 7,220,285	△ 7,084,663	
(参考)						
事業活動収入計			6,516,066	6,136,102	5,285,129	△ 850,973
事業活動支出計			7,167,493	6,785,672	7,276,162	490,490

事業活動収支計算書は、教育活動収支、教育活動外収支、特別収支の三つの活動に対応する事業活動収入・支出の内容及び均衡を明らかにするものです。事業活動収入は学校法人の負債とならない収入であり、収益といえます。事業活動支出は学校法人が当該会計年度において消費する資産の取得価額と用役の対価であり、費用といえます。

三つの活動ごとに収入・支出を計上し、差額計算を行い、基本金組入前当年度収支差額を算出し、そこから基本金(学校法人が諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための金額)に組入れる額を控除し、当年度収支差額を算出します。

令和5年度の事業活動収入は三つの活動合計で 5,285,129 千円となり、前年比で 850,973 千円の減少となりました。収入の大部分を占める学生生徒等納付金は学生数の減少により前年比

582,879 千円の減少となりました。

令和 5 年度の事業活動支出は三つの活動合計で、7,276,162 千円となり、前年比で 490,490 千円の増加となりました。人件費が 139,732 千円減少、教育研究費が 33,349 千円減少、管理経費が 226,024 千円増加、資産処分差額が 457,063 千円増加しています。

以上から令和 5 年度の経常収支差額は△1,534,960 千円、基本金組入前当年度収支差額は△1,991,034 千円、基本金組入後の当年度収支差額は△2,091,590 千円となり、前年度繰越収支差額から当年度支出超過、基本金取崩を受け、翌年度繰越収支差額は△7,084,663 千円となりました。

3.貸借対照表

(単位:千円)

資産の部				
科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
固定資産	13,058,107	10,598,330	7,717,452	△ 2,880,878
有形固定資産	12,110,768	9,684,432	6,713,251	△ 2,971,181
特定資産	200,000	200,000	200,000	0
その他固定資産	747,339	713,898	804,201	90,303
流動資産	1,596,358	1,092,963	1,447,941	354,978
現金預金	1,405,572	929,571	1,291,737	362,166
その他流動資産	190,786	163,392	156,204	△ 7,188
資産の部合計	14,654,465	11,691,293	9,165,393	△ 2,525,900

負債の部				
科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
固定負債	5,206,962	3,334,906	2,222,074	△ 1,112,832
長期借入金	4,946,811	3,058,034	1,957,910	△ 1,100,124
長期未払金	1,973	1,741	1,186	△ 555
退職給与引当金	258,178	275,131	262,978	△ 12,153
流動負債	3,148,901	2,707,356	3,285,321	577,965
短期未払金	371,282	444,010	375,987	△ 68,023
前受金	2,690,962	2,205,132	2,606,467	401,335
預り金・仮受金	86,657	58,214	302,867	244,653
負債の部合計	8,355,863	6,042,262	5,507,395	△ 534,867

純資産の部				
科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
基本金	13,200,444	12,869,316	10,742,661	△ 2,126,655
第1号基本金	12,607,444	12,315,316	10,209,661	△ 2,105,655
第4号基本金	593,000	554,000	533,000	△ 21,000
繰越収支差額	△ 6,901,842	△ 7,220,285	△ 7,084,663	135,622
翌年度繰越収支差額	△ 6,901,842	△ 7,220,285	△ 7,084,663	135,622
純資産の部合計	6,298,602	5,649,031	3,657,998	△ 1,991,033
負債及び純資産の部合計	14,654,465	11,691,293	9,165,393	△ 2,525,900

貸借対照表は、年度末における学校法人の財政状況を表した計算書類です。

資産と負債、純資産(基本金、繰越収支差額)の状態を表示するものであり、資産の部合計＝負債の部合計＋純資産の部合計となっています。

資産総額は 9,165,393 千円で前年比 2,525,900 千円の減少となりました。固定資産が 2,971,181 千円減少(うち王子キャンパス 1・2 号館売却による減少が 2,795,063 千円)、流動資産は 354,978 千円増加しています。

負債総額は 5,507,395 千円で前年比 534,867 千円の減少(うち長期借入金の返済が 1,100,124 千円、前受金増加が 401,335 千円)となりました。

純資産の部では、基本金が 10,742,661 千円で前年比 2,126,655 千円の減少となりました。資産売却に伴い第 1 号基本金の取崩、支出減少に伴い第 4 号基本金の取崩を行っています。基本金と繰越収支差額の合計である純資産の額は 3,657,998 千円となっています。

4. 収益事業

平成 30 年度から寄附行為に「不動産賃貸業を行う」と定めて収益事業を開始しましたが、令和 4 年度に不動産賃貸業対象資産を売却したことにより終了しています。